

福井県ものづくり人材育成修学資金貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、理工系大学院に在学し、将来、福井県内のものづくり企業に勤務して研究開発業務に従事することを希望する者に対し、修学資金を貸与することにより、優秀な技術系人材の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「県内ものづくり企業」とは、次に掲げる企業であって製造業（日本標準産業分類の大分類E）または情報サービス業（日本標準産業分類の大分類Gの中分類39）を営むものをいう。

(1) 福井県内に本社を有する企業

(2) 福井県内に事業所を有する企業であって、当該事業所に理工系大学院の卒業者を7年以上勤務させることが見込まれるもの

(修学資金の貸与)

第3条 理事長は、次に掲げる要件の全てに該当する者の申請により、その者に対し、福井県ものづくり人材育成修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することができる。

(1) 理工系大学院に在学する者、または翌年度に理工系大学院へ入学する見込みの者であること。

(2) 在学する理工系大学院に社会人入学試験により入学した者でないこと。

(3) 大学院を修了した日の属する年の翌年4月末日までに県内ものづくり企業に勤務して研究開発業務に従事することを希望する者であること。

(4) 日本国籍を有する者または次のいずれかに該当する者であること。

ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等または定住者の在留資格をもって本邦に在留する者

(修学資金の貸与額等)

第4条 修学資金の額は、月額60,000円とする。

2 修学資金は、無利子とする。

3 修学資金を貸与する期間は、理工系大学院の正規の修学期間内とする。

4 第1項の修学資金は、毎年度、4月から9月までの期間分の修学資金を当該年度の6月（貸与決定後の最初の貸与については原則として8月）に、10月から翌年の3月までの期間分の修学資金を当該年度の10月に貸与するものとする。

(貸与の申請)

第5条 第3条の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、福井県ものづくり人材育成修学資金貸与申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める日までにこれを理事長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書（様式第2号）
- (2) 大学院の在学証明書または合格通知書の写し
- (3) 在学している大学院の学長、研究科長もしくは指導教員の推薦書または大学の学長、学部長もしくは指導教員の推薦書（様式第3号。厳封したもの）
- (4) 学業成績証明書（直近のものであって、厳封したもの）
- (5) 小論文（別途指定するテーマに関するもの）
- (6) 住民票の写し（貸与申請日前3か月以内に発行されたもの、コピー不可）

（保証人）

第6条 修学資金の貸与を受けようとする者は、独立の生計を営む成年者である保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

（選考および決定通知）

第7条 理事長は、第5条の規定による貸与申請書の提出があったときは、面接その他の審査を行い、適当と認めるときは、福井県ものづくり人材育成修学資金貸与決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（貸与契約の締結等）

第8条 前条の通知を受けた者は、遅滞なく、福井県ものづくり人材育成修学資金貸与契約書（様式第5号）により、理事長と貸与契約を締結するとともに、福井県ものづくり人材育成修学資金振込口座届出書（様式第6号）により、修学資金の振込口座を理事長に届け出なければならない。

（返還誓約書の提出）

第9条 前条の規定により理事長と貸与契約を締結した者は、修学資金の最後の交付を受けたとき、または第10条の規定により貸与を取り消されたときは、直ちに、貸与を受けた修学資金の全額について福井県ものづくり人材育成修学資金返還誓約書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

（貸与の取消し）

第10条 理事長は、修学資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与を取り消すことができる。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認めるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となつたと認めるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。

(6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認めるとき。

(貸与の休止)

第11条 理事長は、修学資金の貸与を受けている者が、理工系大学院を休学し、または停学（その期間が1月以上の場合に限る。）の処分を受けたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由のやんだ日の属する月までの期間分の修学資金について、貸与を行わないものとする。この場合において、当該期間分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該事由のやんだ日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第12条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由の生じた月の翌月から起算して、貸与を受けた期間（第11条の規定により貸与が休止された期間を除く。）に相当する期間内に、貸与を受けた修学資金を月賦または年賦の均等払方式により返還しなければならない、その返還計画を福井県ものづくり人材育成修学資金返還計画届出書（様式第19号）により理事長に届け出なければならない。

- (1) 第10条の規定により貸与が取り消されたとき。
- (2) 貸与期間が終了したとき。
- (3) 次条の規定による返還の猶予を受けることができなくなつたとき。

(返還の猶予)

第13条 理事長は、被貸与者が第15条第1項第1号に掲げる場合に該当し、同項の規定により修学資金の返還の免除を受ける見込みがあると認めるときは、その間修学資金の返還を猶予するものとする。

- 2 理事長は、被貸与者が災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、その間修学資金の返還を猶予することができる。
- 3 理事長は、前2項に掲げる場合を除くほか、特別の理由があると認めるときは、その間修学資金の返還を猶予することができる。

(返還猶予の申請)

第14条 前条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、福井県ものづくり人材育成修学資金返還猶予申請書（様式第8号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請に基づき修学資金の返還の猶予を行う旨の決定をしたときは、当該申請をした者に対して、その旨および修学資金の返還の猶予を行った期間（以下この条において「返還猶予期間」という。）を書面により通知するものとする。
- 3 前項の規定により修学資金の返還の猶予の決定を受けた者は、当該返還猶予期間を変更する事由が生じたときは、福井県ものづくり人材育成修学資金返還猶予期間変更申請書（様式第9号）を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、前項の申請に基づき返還猶予期間の変更を行う旨の決定をしたときは、当該申請をした者に対して、その旨および変更後の返還猶予期間を書面により通知するものとする。

(返還の免除)

第15条 理事長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部の返還を免除するものとする。

(1) 大学院を修了した日の属する年の翌年4月末日までに県内ものづくり企業に勤務して研究開発業務に従事し、当該勤務期間(災害、疾病、育児休業その他の理由により、勤務できなかつた期間を除く。以下「勤務期間」という。)が7年に達するとき。

(2) 勤務期間において業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障により、勤務することができなくなったとき。

2 理事長は、前項第2号に掲げる場合を除くほか、被貸与者が死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認めるときは、修学資金の全部または一部の返還を免除することができる。

3 理事長は、前2項に掲げる場合を除くほか、特別の理由があると認めるときは、修学資金の全部または一部の返還を免除することができる。

(勤務期間の特例)

第16条 被貸与者が、県内ものづくり企業を退職した場合において、その退職した日から1年以内に県内ものづくり企業に再就職したときに限り、勤務期間は中断しないものとする。

(勤務期間の計算)

第17条 第15条第1項第1号の規定により返還の免除をする場合における勤務期間の計算については、月数によるものとし、勤務期間の開始の日の属する月から勤務期間の終了の日の属する月までを算入するものとする。

2 前項の規定により勤務期間を計算する場合において、当該期間中に災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由または県内ものづくり企業を退職したことにより、勤務することができなかつた期間(以下この項において「控除期間」という。)があるときは、控除期間の開始の日の属する月から控除期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、控除期間が終了した日の属する月において、再び控除期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

(返還免除の申請)

第18条 第15条の規定により修学資金の全部または一部の返還の免除を受けようとする者は、福井県ものづくり人材育成修学資金返還免除申請書(様式第10号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請に基づき修学資金の全部または一部の返還の免除を行う旨の決定をしたときは、当該申請をした者に対して、その旨を書面により通知するものとする。

(延滞利息)

第19条 被貸与者は、正当な理由がなくて返還すべき額を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(就職促進事業への参加)

第20条 修学資金の貸与を受けている者は、大学院を修了するまでの間、やむを得ない理由がある場合を除き、県内ものづくり企業への就職を促進するための事業に積極的に参加するよう努めなければならない。

(学業成績証明書等の提出)

第21条 修学資金の貸与を受けている者は、大学院を修了するまでの間、毎年5月15日までに在学証明書および前学年度末における学業成績証明書を理事長に提出しなければならない。

(勤務状況等報告書の提出)

第22条 第13条第1項の規定により修学資金の返還が猶予された被貸与者（以下「返還猶予被貸与者」という。）は、大学院を修了した日から修学資金の全部の返還を免除されるまでの間、毎年4月15日までに福井県ものづくり人材育成修学資金勤務状況等報告書（様式第11号）を理事長に提出しなければならない。

(届出)

第23条 修学資金の貸与を受けている者は、修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、福井県ものづくり人材育成修学資金貸与辞退届出書（様式第12号）により、理事長に届け出なければならない。

2 修学資金の貸与を受けている者は、修学資金の振込口座を変更しようとするときは、福井県ものづくり人材育成修学資金振込口座届出書（様式第6号）により、理事長に届け出なければならない。

3 修学資金の貸与を受けている者および被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに福井県ものづくり人材育成修学資金変更事項等届出書（様式第13号）にその事実を証する書類を添付して、理事長に届け出なければならない。

(1) 氏名または住所を変更したとき。

(2) 保証人の氏名、住所もしくは職業に変更があったとき、または保証人が死亡したとき、もしくは破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。

(3) 休学し、または停学の処分を受けたとき。

(4) 復学したとき。

(5) 学業に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。

(6) 留年したとき。

(7) 退学したとき。

- 4 修学資金の貸与を受けている者は、大学院を修了したときは、直ちに福井県ものづくり人材育成修学資金修了届出書（様式第14号）にその事実を証する書類を添付して、理事長に届け出なければならない。
- 5 返還猶予被貸与者は、県内ものづくり企業での勤務を開始したときは、直ちに福井県ものづくり人材育成修学資金勤務開始届出書（様式第15号）にその事実を証する書類を添付して、理事長に届け出なければならない。
- 6 返還猶予被貸与者は、県内ものづくり企業での勤務を終了したときは、直ちに福井県ものづくり人材育成修学資金勤務終了届出書（様式第16号）にその事実を証する書類を添付して、理事長に届け出なければならない。
- 7 返還猶予被貸与者は、勤務している県内ものづくり企業から別の県内ものづくり企業へ勤務先を変更したときは、直ちに福井県ものづくり人材育成修学資金勤務先変更届出書（様式第17号）にその事実を証する書類を添付して、理事長に届け出なければならない。
- 8 修学資金の貸与を受けている者または被貸与者が死亡したときは、直ちにその者の相続人または保証人は、福井県ものづくり人材育成修学資金死亡届出書（様式第18号）にその事実を証する書類を添付して、理事長に届け出なければならない。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年10月18日から施行する。

（適用除外）

2 第3条第1号の規定は、この要綱の施行の際現に理工系大学院の最終学年に在籍する者については、適用しない。

（経過措置）

3 第4条第4項の規定にかかわらず、平成24年1月から同年3月までの期間分の修学資金は、同年1月に貸与する。

附 則

この要綱は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月7日から施行する。
- 2 当分の間、第19条に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則

この要綱は、平成29年3月6日から施行する。